

ホームページで
ご覧になれます

一般質問の質疑
問・答弁の全文は
こちらからご覧
になれます。▶




本会議の様子

12月14日(水曜日)			12月13日(火曜日)		
					
高橋政雄 (自民)	美田宗亮 (自民)	飯塚俊彦 (自民)	岡田静佳 (自民)	村岡正嗣 (共産党)	千葉達也 (自民)

用語解説

- ※1 **リスキリング**
リスキリング(Reskilling)は、職業能力の再開発、再教育のことをいう。DXなど技術革新に対応するため、業務上で必要な新しい知識やスキルを従業員が学ぶこと、または会社が従業員に学ばせること。
- ※2 **埼玉県証紙条例を廃止する等の条例**
手数料等の納付におけるキャッシュレス決済を推進するため、埼玉県証紙条例等を廃止し、関係条例について必要な改正をする条例。令和4年12月定例会で提案され、可決された。これにより、証紙制度は廃止となり、証紙の販売は令和5年12月末まで、証紙の使用期限は令和6年3月末日までとなる。
- ※3 **成年後見制度**
認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」など)を家庭裁判所が選任することで、本人を法的に支援する制度。
- ※4 **市民後見人**
弁護士など専門職以外の市民で、本人と親族関係がなく、市町村などが行う研修を修了し、成年後見制度に関して必要な知識や技術、社会規範、倫理性を身に付け、家庭裁判所から選任された成年後見人等のこと。
- ※5 **業務継続計画(BCP)**
業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)は、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる業務(事業)の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務(事業)継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。



福祉

Q 成年後見制度の普及に当たり、市民後見人の養成は重要だが、現状ではその数は十分とは言えない。市民後見人の養成を行う市町村をどのように支援していくのか伺う。また、養成された市民後見人の活躍の機会を確保するためどのように取り組んでいくのか伺う。

A 補助金や講師派遣、専門家派遣、市民後見人を選任する家庭裁判所による講義など市町村支援に努めている。また、研修修了者は市民後見人に選任されない場合でも生活支援員など権利擁護の業務に300人以上携わっており、今後も活躍の場が広がるよう取り組んでいく。

成年後見制度(※3)について市民後見人(※4)の養成と利用促進

Q 社会福祉施設等に令和5年度までに業務継続計画を策定することが義務付けられた。非常時に迅速に行動できるよう、平時からの研修や訓練、地域ネットワークの構築、定期的な計画の見直しなどが重要と考える。実効性のある計画にするため施設にどう働きかけていくのか。

A 実効性を持たせるには、まずは全ての施設職員と利用者が計画を共有する必要がある。会議や監査の場で、定期的な訓練・研修や計画の見直し状況を継続的に確認し指導していく。また、被災時に人員や物資を確保できるよう有事における施設間相互協力体制の構築に取り組む。

高齢者施設・障害者施設の業務継続計画(BCP)(※5)策定について

意見書・決議

- 意見書4件を可決し、国に提出しました。また、決議1件を全会一致で可決しました。
- (●は全会一致での可決、○は賛成多数による可決)
- 不動産登記法第14条第1項に基づく登記所備付地図の早期集中的な整備を求める意見書
 - 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生貸付の利率引下げ等を求める意見書
 - 視覚障害者等の踏切利用時における安全対策の充実強化を求める意見書
 - 台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)加入を積極的に支援するよう求める意見書
 - 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に重ねて断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議

Q ボランティアで地域の社会福祉をサポートする民生委員は必要不可欠な存在だが、担い手が不足している。一方、全国調査で「民生委員になってみたい」と言う10代20代もあり、若者に制度の周知・啓発を進めることが将来の担い手不足解消の一助となると考える。見解を伺う。

A 若い世代に詳しく民生委員制度を知ってもらうため、LINEやツイッターなどを活用した広報を強化する。また、埼玉県立大学で民生委員に関する講義が好評だったことから他大学での実施も働き掛ける。関係機関と連携しながら、若い世代への一層の普及啓発に取り組んでいく。

若年層からの民生委員制度の啓発事業を進めるべき



保健・医療

Q 妊娠しても病気や経済事情、さまざまな理由により産むことがかなわず人工妊娠中絶を選択する方がいる。中絶を考えている方、経験された方の身体的・精神的ケアの支援状況を伺う。また、相談窓口へのアクセスを分かりやすくし、中絶に関する正しい情報提供をしていただきたい。

A 「にんしんSOS埼玉」などで人工妊娠中絶に関する相談を受けている。保健師など専門相談員が精神的ケアを行い、必要に応じて地域のサポートが受けられるよう支援する。今後、人工妊娠中絶に特化したHPを作成し、相談窓口にたどり着きやすくし、着実に正しい情報を届ける。

人工妊娠中絶に関する精神的・身体的な支援について



安心・安全

Q 4月に全盲の女性が踏切内で死亡する大変痛ましい事故が起きた。これを受け、国はバリアフリー法に基づく特定道路について、踏切手前踏切内に点字ブロックを設けるよう指針を改定した。93カ所ある本県の踏切のうち特定道路にある箇所数と、今後の安全対策について伺う。

A 特定道路の踏切は川越市に2カ所、深谷市に1カ所ある。今後、指針に基づき踏切手前の点字ブロックを設置し、踏切内については鉄道事業者との協議を進める。特定道路以外の踏切については、視覚障害者団体に要望箇所の抽出を依頼し、現場状況に適切な安全対策を順次実施する。

踏切における視覚障害者の安全な通行確保対策について

「埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を可決

国や地方におけるデジタル業務改革の進展などに伴い、現行の個人情報保護制度における不統一や不整合がデータ流通の支障となり得ることから、国では「個人情報の保護に関する法律」の改正を行い、国・地方公共団体等における個人情報の取り扱い等について、全国的な共通ルールを規定しました。

こうした状況を踏まえ、県議会における個人情報の適正な取り扱いに関して、必要な事項を定めるとともに、県議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、県議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした本条例が議員提出され、全会一致で可決されました。

令和5年
4月1日
施行

